沼津市盛土等の規制に関する条例第31条第１項の規定による事実を公表する。

令和8年5月15日

沼津市長　　賴　重　秀　一

１　事実

次に掲げる事業主は、沼津市盛土等の規制に関する条例（以下 「条例」という。）第10条に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。この事業主に対し、条例第 26 条の規定に基づく土地の埋立て等の中止を命じ、条例第27条の規定に基づく原状回復等を命じたが従わなかった。

よって、条例第 31条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

２　事実を公表する事業主の名称等

（事業を施行する権利を有する者）

所　在　沼津市西沢田596番地の２

名　称　有限会社 西沢田橋本産業　代表取締役　遠藤高史

３　土砂等により土地の埋立て等が施行された場所

沼津市足高字尾上50番13外

４　公表期間

当該行為による土砂の崩壊及び流出等による災害が発生する恐れが排除され、その状況が確認されるまで